２５０　　誤　払　の　補　正　方　法

誤 払 補 正

○　元利金・所得税および地方税の補正は、次の方法により補正用の国債元利金支払票を作成し、請求者と精算する。

＊　誤払補正を行うときは、事前に統轄店（本店管下国債代理店は業務局国債業務グループ。以下２５０において同じ。）へ適宜の方法により連絡のうえ手続を進める。

⇒　国債元利金受払報告表の補正・３１０⑤参照

〔補正方法一覧〕

誤りの内容	支払票の作成要領	請求者との精算方法
❶支払期日未到来分または失効分の誤払のため、支払済証券類等の返送を受けたとき	○　誤払の証券、利賦札、領収証書の元利金額、税額、税差引額について作成する。 ・枚数、金額は**赤色**で記載する。 記載例１参照	○　誤払の証券、利賦札、領収証書と引換えに、誤払の元利金支払額（利子について所得税、地方税を徴収しているときは税差引額）の全額をれい入させる。
❷元利金の過剰払のとき （徴収税額の不足（徴収もれを含む。）による過剰払は後記❺に該当）	○　過剰額についてだけ作成する。 ・金額は**赤色**で記載する。 記載例２参照	○　過剰額をれい入させる。
❸元利金の不足払のとき （徴収税額の過剰による不足払は後記❹に該当）	○　不足額についてだけ作成する。 ・金額は黒色で記載する。 記載例２参照	○　不足額を追加払する。
❹利子にかかる所得税、地方税の徴収額が過剰のとき（非課税分について徴収したときを含む。）	［所得税・地方税］ ○　徴収税額の過剰額についてだけ作成する。 ・金額は黒色で記載する。 ・資金請求額欄は記載を要しない。 記載例３参照	○　過剰額を払戻す。
❺利子にかかる所得税、地方税の徴収額が不足のとき（徴収もれのときを含む。）	［所得税・地方税］ ○　徴収税額の不足額についてだけ作成する。 ・金額は**赤色**で記載する。 ・資金請求額欄は記載を要しない。 記載例３参照	○　不足額を追加徴収する。

○　上記❶のとき

●　支払期日未到来の証券類は、廃印を取消して請求者に返す。

⇒　１４２②参照・廃印の取消方法

●　失効証券類は、なるべく提出させるよう取計らう。

⇒　７２０参照・失効証券類の取扱

○　誤払の支払票（登録国債のときは支払済の登録国債元金（または利子）支払通知書）と補正用の支払票との関連が明らかになるよう、双方の支払票の下部余白に次の表示をする。

・　誤払の支払票……「○年○月○日補正」の旨

・　補正用の支払票…「○年○月○日支払分補正」の旨および補正の事由・内容

○　補正したときは、補正の内容・補正年月日・誤払の年月日・補正による受払額を自行庫で定めた方法により、速やかに支払取まとめ店へ報告する。

ただし、上記❹❺による税額の補正のときは、誤払の年月日の報告を要しない。

支払票の記載例１ ――支払期日未到来分または失効分の誤払を補正するとき

〔設例１〕　２８年１２月２０日に支払った利札のなかに２９年１２月２０日渡利付国庫債券（２０年）第５６回１００万円券の利札２枚が混入していたことが判明したため、２８年１２月２６日にその支払額をれい入させることとした。

書式No.320

国 債 元 利 金 支 払 票

①

請求者	住所 東京都中央区日本橋本石町２－１－１	番号札	税区分	1. 居住者
	氏名（名称） 甲野　太郎			2. 内国法人
				3. その他（　　）

元金			利子							
種別	枚数	金額	1枚当りの金額				合計金額			
			種別	利子額	所得税額	地方税額	枚数	利子額	所得税額	地方税額
証券 国債名称（　）	枚	円	利札 国債名称（②）	円 10,000	円 1,531	円 500	枚 2	円 20,000	円 3,062	円 1,000
〃（　）			〃（　）							
			〃（　）				③			
滅紛失利賦札元利金（償還金）領収証書										
賦札			計					(イ)	(ロ)	(ハ)
計	(A)		税差引額				(B)（イ）－（ロ＋ハ） 15,938			

支払済印 ⑤ 28.12.26

（注意）記載が１行のときは、計の記載を要しない。

④　28.12.20　支払分補正（誤払れい入）

資金請求額（A＋イ）　円 20,000

支払額（A＋B）　円 15,938

③

● 自店保管（保管期間５年）

① 税区分欄は適宜使用してよい。
② 補正用のときは、すべて国債名称の記載を省略してよい。
③ 枚数・金額は**赤色**で記載する。
　● 誤払の利子について復興特別所得税が課されるときは、「所得税額」欄に復興特別所得税を含む金額を記載する。
④ 誤払の支払票との関連づけ、補正の事由を記載する。
⑤ れい入日付を表示する。

＊ 誤払分の支払票の下部余白に「２８．１２．２６補正」と表示する。

支払票の記載例２ ――元利金の過剰払または不足払を補正するとき

〔設例２〕　２８年３月２２日取扱の利払において、利付国庫債券（２０年）第３２回１０万円券の利札１０枚１８，６００円（終期利子）を誤って、１８，５００円（半期利子）として支払っていたことが判明したため、２８年３月２５日に次のとおり差額８０円を追加払することとした。終期利子の支払期は２８年３月２１日。

	（正　当）	（誤　り）	（補正額）
利　子　額	18,600 円	18,500 円	100 円
所得税額	2,840	2,830	10
地方税額	930	920	10
税差引額	14,830	14,750	80
資金請求額	18,600	18,500	100

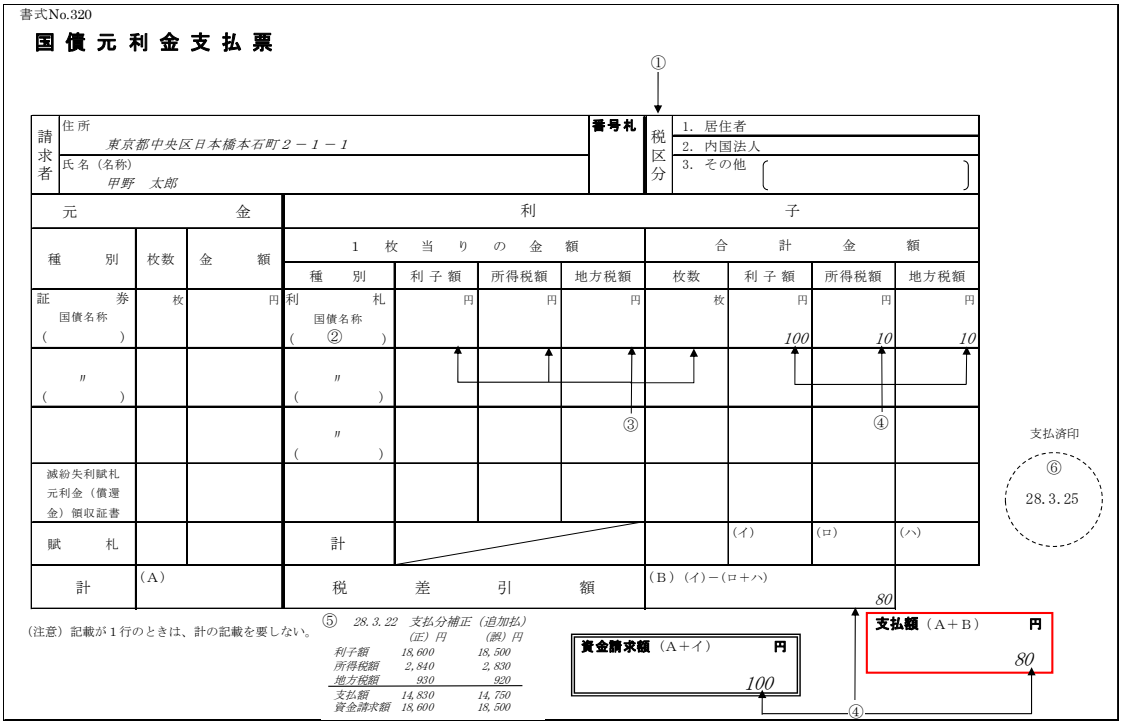

● 自店保管（保管期間５年）

① 税区分欄は適宜使用してよい。
② 補正用のときは、すべて国債名称の記載を省略してよい。
③ １枚当りの金額、枚数は記載を要しない。
④ 金額は黒色で記載する。
　● 過剰払によるれい入のときは、金額を**赤色**で記載する。
　● 誤払の利子について復興特別所得税が課されるときは、「所得税額」欄に復興特別所得税を含む金額を記載する。
⑤ 誤払の支払票との関連づけ、補正の事由・内容を記載する。
　● 過剰払によるれい入のときは、補正の事由を「(れい入)」と記載する。
　● 誤払の利子について復興特別所得税が課されるときは、所得税額に復興特別所得税を含む金額を記載する。
⑥ 追加払（またはれい入）日付を表示する。

＊ 誤払分の支払票の下部余白に「２８．３．２５補正」と表示する。

支払票の記載例３ ――利子にかかる所得税額、地方税額の過剰または不足を補正するとき

〔設例３〕　２８年１２月２０日取扱の利払において、利付国庫債券（２０年）第５６回１００万円券の利札３枚について所得税１５．３１５％を誤って２０％で計算していたことが判明したため、２８年１２月２６日に次のとおり差額１，４０７円を払戻すこととした。

	（正　当）	（誤　り）	（補正額）
利　子　額	30,000 円	30,000 円	―円
所 得 税 額	4,593	6,000	△1,407
地 方 税 額	1,500	1,500	―
税 差 引 額	23,907	22,500	1,407
資金請求額	30,000	30,000	―

書式No.320

国 債 元 利 金 支 払 票

①

請求者	住所 東京都中央区日本橋本石町２－１－１	番号札	税区分	1. 居住者
	氏名（名称） 甲野　太郎			2. 内国法人
				3. その他 （　　）

元金			利子							
種別	枚数	金額	1枚当りの金額				合計金額			
			種別	利子額	所得税額	地方税額	枚数	利子額	所得税額	地方税額
証券 国債名称（　）	枚	円	利札 国債名称（　）	円	円	円	枚	円	円	円
〃（　）			〃（　）							
			〃（　）							
滅紛失利賦札元利金（償還金）領収証書										
賦札			計					(イ)	(ロ)	(ハ)
計	(A)		税差引額				(B)（イ）－（ロ＋ハ）			

②

支払済印 ⑥ 28.12.26

（注意）記載が１行のときは、計の記載を要しない。

⑤ 28.12.20　支払分補正（過剰税額払戻）

	（正）円	（誤）円
利子額	30,000	30,000
所得税額	4,593	6,000
地方税額	1,500	1,500
支払額	23,907	22,500
資金請求額	30,000	30,000

④ 資金請求額（A＋イ）　円

支払額（A＋B）　円 ③ 1,407

● 自店保管（保管期間５年）

① 税区分欄は適宜使用してよい。
② この欄は記載を要しない。
③ 金額は黒色で記載する。
　● 徴収税額の不足による追加徴収のときは、金額を**赤色**で記載する。
　● 徴収税額に復興特別所得税が含まれるときは、復興特別所得税を含む金額を記載する。
④ 資金請求額欄は記載を要しない。
⑤ 誤払の支払票との関連づけ、補正の事由・内容を記載する。
　● 徴収税額の不足による追加徴収のときは、補正の事由を「(不足税額追加徴収)」と記載する。
　● 徴収税額に復興特別所得税が含まれるときは、所得税額に復興特別所得税を含む金額を記載する。
⑥ 払戻し（または追加徴収）日付を表示する。

＊ 誤払分の支払票の下部余白に「２８．１２．２６補正」と表示する。
＊ 地方税額にかかる補正のときも本記載例に準じて作成する。